

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
42	小児救急輪番制病院事業【結果01】 補助事業完了報告書添付書類について 【現状の問題点】 完了報告書添付書類の「救急告示病院診療科目別患者調（病院群輪番制当番日以外）」に記載誤りがあった。 【解決の方向性】 救急告示病院の取扱患者の状況を把握するために補助事業完了報告で報告を求めている書類であり、適切に記載してもらうように指導すべきである。	補助事業者からは、既に完了報告書の添付書類の「救急告示病院診療科目別患者調（病院群輪番制当番日以外）」の再提出を受けております。 (企画総務課)	○措置済 補助事業者からは、既に完了報告書の添付書類の「救急告示病院診療科目別患者調（病院群輪番制当番日以外）」の再提出を受けておりました。また、補助事業者に対し、今後も適切に記載するよう、指導いたしました。 (企画総務課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
43	予防接種事業【結果02】 補助金交付申請書等の提出遅延について 【現状の問題点】 提出期日を超過して交付申請書を提出した協力医療機関があった。 【解決の方向性】 補助金交付の書類であるため、提出期日を守るよう適切に指導すべきである。	交付申請書類の提出期日については、関係医療機関へ周知を徹底し、期日内に提出してもらうよう努めてまいります。 (指導予防課)	○措置済 令和 6 年 8 月 27 日に実施した医療機関対象の予防接種説明会において、事務取扱における説明書や模式図等でも期限を記載する等して、期限内の書類提出の指導を行いました。 (指導予防課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
50	地域児童クラブ運営事業【結果03】 事業収支精算書の記載不足について 【現状の問題点】 事業者から提出された事業収支精算書の支出項目は、人件費、事業費、事務費のみ記載されており、説明欄にも記載がなかったため、内容が正確なものであるかを十分に検証することができない。 【解決の方向性】 支出の内訳を適切に理解・把握できるように、各事業者に対して支出項目の記載を細分化させることや、説明欄へのより詳細な記載の指導を徹底されたい。	委託事業者に対して事業費に係る収支予算書及び精算書の記載方法について周知するなど指導を行い、事業費に係る収支の適切な把握に努めてまいります。 (子ども青少年課)	○措置済 事業収支精算書について、支出項目を細分化し、記載するよう指導しました。 (子ども青少年課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
51	地域児童クラブ運営事業【結果04】 事業の結果生じた残額の検討について 【現状の問題点】 事業収支精算書において生じた残額について、本部や学校会計への支出が行われているが、事業者の処理が適正なものか検討していない。 【解決の方向性】 事業者本部、学校会計への支出の内容について説明を求め、場合によっては、領収書、請求書等の外部証憑を確認し、必要に応じて委託料の見直しを検討する必要がある。	事業者本部、学校会計など、事業実施主体の会計以外への支出については、その内容の説明や必要な資料の徴取等を行い、事業内容の適切な把握と委託料の支出に努めてまいります。 (子ども青少年課)	○措置済 精算時に、事業実施主体の会計以外への支出がある場合には、その内容の説明や必要な資料の徴取等を行うこととしました。 (子ども青少年課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
59	地域子育て支援センター事業【結果05】 事業実績書の不備に関する確認漏れについて 【現状の問題点】 事業実績報告書の記載誤りについて事業者を確認しておらず、収入額の内訳について、内容に異常がないかの確認が十分にできていなかった。 【解決の方向性】 今後は、事業者の事業実績報告書の内容の慎重な確認を徹底されたい。	複数の担当職員により確認を行うなど、事業実績報告書をはじめ、事業に係る提出書類の内容確認を徹底してまいります。 (子ども青少年課)	○措置済 R5年度末の事業実績報告書の完了確認時より、係内で供覧することを徹底し、複数職員での確認をする体制としました。 (子ども青少年課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
82	私立児童福祉施設等運営事業 認定こども園等運営費給付事業【結果06】 小学校接続加算申請に係る報告内容等について 【現状の問題点】 市では申請にあたり、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況が確認できる資料を添付する旨を定めているのみであり、3つの要件を満たしていることを確認するには提出資料の内容が不十分な施設が存在する。 【解決の方向性】 3つの要件ごとに、①接続を担当する部署・職員等、②授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動の具体的な実施日、対象小学校及び実施内容、③小学校との接続を見通した保育課程等の内容を明瞭に認識できる資料等の提出を求める必要がある。	3つの加算要件について、各施設へ改めて周知し、3つの加算要件を確認できる資料の提出を求めることといたします。 (子育てあんしん課)	○措置済 令和5年度の加算申請を受け付ける際に、各施設へ改めて周知し、3つの加算要件を確認できる資料の提出を求めました。 今後も、加算要件を確認できる書類の提出を求めてまいります。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
83	私立児童福祉施設等運営事業 認定こども園等運営費給付事業【結果07】 高齢者等活躍促進加算に係る提出資料の取扱いについて 【現状の問題点】 本加算の効果・必要性が分かる資料等を提出しないまま加算が承認されている施設が多く見られる。 【解決の方向性】 申請書の記載内容等から不要と判断するのであれば、公平性の観点から、全施設にその旨を周知する必要がある、今後も提出の必要性を認めるのであれば、申請する各施設からの提出を必ず求めることが適切である。取り扱いをあらためて検討し、明確化されたい。	「本加算の効果・必要性が分かる資料等」の提出については、申請書の記載内容等から不要と判断するため、公平性の観点から廃止することとし、全施設に、その旨を周知してまいります。 (子育てあんしん課)	○措置済 令和 5 年度の加算申請の受付から、「本加算の効果・必要性が分かる資料等」の提出を廃止し、全施設に、その旨を周知しました。 今後も、当該資料等の提出は不要であることを周知してまいります。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
84	私立児童福祉施設等運営事業 認定こども園等運営費給付事業【結果08】 高齢者等活躍促進加算に係る年間総雇用時間数の確認等について 【現状の問題点】 申請時に報告される各人の年間総雇用時間が、雇用契約書や労働条件通知書に照らして要件に合致するものとなっているか疑問な施設、実績を集計した数値か疑問な報告がある。 【解決の方向性】 毎月の勤務時間数（12月以降は計画時間数）についても報告を求める等、より実態を把握可能な報告様式とするよう見直しを図られたい。対象職員の年齢欄が空欄の施設も存在しており、少なくとも記載漏れがないよう指導を徹底されたい。	報告様式に入力されている年間勤務時間数と、施設から提出される雇用契約書等に記載されている勤務時間数の整合性の確認を徹底します。また、報告様式に記載漏れがないように指導を徹底するとともに、確認も徹底してまいります。 （子育てあんしん課）	○措置済 令和 5 年度の加算申請の受付から、報告様式に入力されている年間勤務時間数と、施設から提出される雇用契約書等に記載されている勤務時間数の整合性の確認を徹底して行いました。 今後も、確認を徹底してまいります。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
89	保育所管理運営事業【結果09】 業務に関連して遵守すべき事項の嘱託医に対する周知について 【現状の問題点】 医師会または歯科医師会との、嘱託医業務に従事する医師の派遣に係る契約書には、嘱託医業務を行う上で遵守等すべき事項が定められているが、実際に業務を行う医師個人に対して交付される委嘱状には、医師会との契約書に定められた事項は明示されていない。 【解決の方向性】 契約書において、医師の推薦時に、業務を遂行する上で遵守等すべき事項を承諾した旨の書面の提出を求める条項を定める等の対応が必要である。	契約書において、医師の推薦時に、業務を遂行する上で遵守等すべき事項を承諾した旨の書面の提出を求める条項を定めることといたします。 （子育てあんしん課）	○措置済 契約書において、医師の推薦時に、業務を遂行する上で、遵守等すべき事項を承諾した旨の書面の提出を求める条項を定めました。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	特別保育事業（延長保育事業、一時預かり事業） 【結果10】 収支決算書における支出額の妥当性について 【現状の問題点】 延長保育に要した支出が、収支決算書に適切に集計/報告されているか疑問な施設がある。 【解決の方向性】 各施設に対して、収支決算書には実費相当額を計上することをあらためて周知するとともに、補助額の妥当性の適切な審査、より実態を把握し得る報告方法を検討する必要がある。	各施設に対して収支決算書に実費相当額を計上することを改めて周知するとともに、適切な審査及び実態を把握する報告方法を検討してまいります。 (子育てあんしん課)	○措置済 各施設に対し、収支決算書には実費相当額を計上するよう、改めて周知しました。 また、適切な審査及び実態を把握する報告方法について、収支決算書の内容説明（算出基礎等）を記載させることにより、実態の把握を行うこととしました。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	特別保育事業（延長保育事業、一時預かり事業） 【結果11】 保護者負担金の取扱いについて（一時預かり事業） 【現状の問題点】 収支決算書に、保護者負担金は収入として計上されているものの、市から支給された施設等利用給付相当額は計上されていないものがあった。 【解決の方向性】 訂正後の収支決算書等を慎重に審査し、必要に応じて補助金の返還を求めるとともに、他の法定代理受領を選択した施設においても同様の事例が生じていないか、あらためて確認する必要がある。施設等利用給付相当額の取り扱いについても、各施設への周知を徹底するとともに、補助金交付申請時及び確定時等の審査について、より慎重に行う必要がある。	訂正後の収支決算書を慎重に審査し、他に同様の事例が生じていないか改めて確認してまいります。 また、施設等利用給付相当額の取り扱いについて各施設への周知を徹底し、補助金交付申請時及び確定時の審査をより慎重に行ってまいります。 （子育てあんしん課）	○措置済 訂正後の収支決算書を審査し、他に同様の事例が生じていないことを確認しました。また、施設等利用給付相当額の取り扱いについて、保護者負担金に法定代理受領分も含めた額を記載するよう、各施設へ改めて周知しました。 今後も引き続き、補助金交付申請時及び確定時の審査を慎重に行ってまいります。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
102	保育士確保対策事業 （保育士奨学金返還支援給付金）【結果12】 給付金の過大支給について 【現状の問題点】 1 名の保育士に支給された給付金について、1 か月分の過大支給が行われていた。 【解決の方向性】 過大支給のリスクを低減する対応として、給付金の支給実績月数を年度ごとに入力し、支給実績月数の合計が36か月を超える場合は、エラーが表示されるようにするといったことが考えられる。	給付金を管理しているデータベース（エクセルファイル）において、支給対象月を超えて支給を受けるような入力がされた場合に、エラー表示されるよう改修を行うことといたします。 （子育てあんしん課）	○措置済 給付金を管理しているデータベース（エクセルファイル）において、支給対象月を超えて支給を受けるような入力がされた場合に、エラー表示されるよう改修しました。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
109	保育所等副食費助成事業【結果13】 副食費軽減補助金の過大交付について 【現状の問題点】 サンプルとした施設において、特定月には副食費は徴収しない旨が記載されているものの、「副食費軽減状況証明書」には、当該特定月に在籍した対象園児に、あたかも軽減対象の副食費が発生したものとして給付対象経費が算定されており、補助金が過大に交付されていた。 【解決の方向性】 速やかに返還の手続を進めるとともに、各施設に制度趣旨及び「副食費軽減状況証明書」の記載方法等の周知をあらためて徹底されたい。 また、補助金申請時及び実績報告等に、保護者から徴収予定の（又は徴収した）一人当たり副食費及び年間の徴収予定等についても併せて報告を求めることを検討されたい。	当該給付については、令和 5 年度に返還済となっています。 今後の手続きにおいて、申請時に補助対象経費の考え方について詳細な案内を行い、事業者に周知徹底をいたします。 また、補助金申請時及び実績報告時等に、保護者から徴収予定の（又は徴収した）一人当たり副食費及び年間の徴収予定等についても併せて報告を求めることについては、事業者の負担を考慮しながら可能性について検討してまいります。 （子育てあんしん課）	○措置済 当該給付については、令和 5 年度に返還済となっています。 今後の手続きにおいて、申請時に補助対象経費の考え方について詳細な案内を行い、事業者に周知徹底しております。 また、徴収予定の（又は徴収した）一人当たり副食費及び年間の徴収予定等の報告を求めることについては、事業者の負担を考慮し、現行の申請の様式などにチェック項目を設けるなど、様式の修正等を行うことにより、確認が十分にできるように改善しました。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
112	第 2 子以降の保育料の無償化事業【結果14】 適切な対象期間に係る就労証明書の受領について 【現状の問題点】 就労による支給要件が月48時間以上であるところ、求職活動後に提出された令和 4 年 7 月の就労実績（9 日間：36時間）が記載された就労証明書をもって、第二四半期以降も保育が必要なことを証するものとして取り扱っている事例があった。 【解決の方向性】 今後、就労証明書の受領にあたっては慎重に内容の確認を行い、求める要件に合致する就労証明書の徴収を徹底されたい。	就労証明書の受領に当たっては、慎重に内容の確認を行った上で、求める要件に合致する就労証明書を受け付けるよう徹底してまいります。 （子育てあんしん課）	○措置済 今後の手続きにおいて、申請時に補助対象経費の考え方について詳細な案内を行い、事業者に周知徹底しております。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
113	第 2 子以降の保育料の無償化事業【結果15】 記載内容に不備がある就労証明書の受領について 【現状の問題点】 就労状況を証明する者（事業者）の欄や実際の「就労実績」欄が空欄となっている就労証明書があった。 【解決の方向性】 就労証明書の受領にあたっては慎重に内容の確認を行い、証明者欄や就労実績等を空欄で受け付けることのないよう徹底されたい。	就労証明書の受領に当たっては、慎重に内容の確認を行った上で、証明者欄や就労実績等が空欄の状態で受け付けることがないよう徹底してまいります。 （子育てあんしん課）	○措置済 就労証明書の受領に当たり、証明者欄や就労実績等が空欄の状態で受け付けることがないよう、慎重に内容の確認を行いました。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
128	母子保健事業(コロナ禍における妊産婦総合対策)【結果16】 実施報告書徴取の遅延について 【現状の問題点】 実施報告書が要領に準拠せず 1 か月遅延して提出されたが、委託料を支払っていた。提出遅延について、理由の説明等は事跡として残されていなかった。 【解決の方向性】 実施要領の例外事項として容認するのであれば、検査（検収）調書、支出命令書等にその判断過程を明記しておく必要がある。	実施要領の例外事項として容認する場合には、検査調書や支出命令書等にその判断過程を明記することといたします。 （母子健康課）	○措置済 監査後に同様の事例は発生していないが、実施要領の例外事項として容認する場合には、検査調書や支出命令書等にその判断過程を明記することとしました。 （母子健康課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

様式 1

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
137	乳幼児健康診査事業【結果17】 業務委託における委託料の積算について 【現状の問題点】 委託料の積算項目の一つであるデータ処理件数について、見込値と実績値が20～25%乖離している。 【解決の方向性】 契約締結時の積算について、近年の実績値をベースに見直す必要がある。	令和 6 年度の委託料の積算について、近年の実績値をベースに見直しを行いました。 (母子健康課)	○措置済 令和 6 年度の委託料の積算について、過去 3 年の実績を基に算出し契約しました。 (母子健康課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
144	就学援助事業【結果18】 クラブ活動に係る用品購入一覧表（個人購入分）に添付する領収書等について 【現状の問題点】 領収書等として「クレジット売上票」が添付されているが、商品内容や金額の内訳が記載されておらず、クラブ活動費の対象経費に該当するかの確認が十分に行われているとは言い難い。 【解決の方向性】 クラブ活動費の対象経費に該当するかの確認を適切に行うため、領収書の添付又は再入手を受給希望者に依頼するとともに、やむを得ず領収書の再入手が困難な場合には、その状況や理由を記録として残しておくべきである。	クラブ活動費の対象経費確認のため、保護者には領収書の提出を依頼することとし、やむを得ず領収書の提出が困難な場合には、その状況や理由を記録することといたします。 （学務教職員課）	○措置済 クラブ活動費の対象経費確認のため、保護者に対しては学校を通じて領収書の提出を依頼し、領収書の提出が困難な場合には、その状況や理由を記録する取扱いとしました。 （学務教職員課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
150	公民館による子育て関連講座【結果19】 講師派遣申請の提出遅延について(中央公民館) 【現状の問題点】 講師派遣申請書が実施の 1 か月前までに提出されていないものがあった。 【解決の方向性】 要領に規定されているため、学習会実施の 1 か月前までに、「講師派遣申請書」を提出するように適切に指導すべきである。	学びの循環事業に係る要領では、講師派遣申請の提出期限が、事業実施日の 1 カ月前までとなっていることから、今後は提出が遅延しないよう実施希望団体へ指導し、適切な事業の実施に努めてまいります。 (生涯学習課)	○措置済 学びの循環事業の講師派遣申請書の提出につきましては、要領に基づき、事業実施日の 1 カ月前までに提出するよう実施希望団体に対し、指導しました。 (生涯学習課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
44	予防接種事業【意見03】 朱肉を使う印鑑による押印について 【現状の問題点】 補助金関係書類には朱肉を使う印鑑による押印を求めているが、それぞれの実施報告書に押印するだけでも相当の時間を要するものと推測される。 【解決の方向性】 協力医療機関の負担も考慮し、朱肉を使う印鑑による押印を全件に必要とすることについて、見直しを検討してもよいのではないか。	当該報告書については、盛岡市補助金交付規則及び盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付要綱に基づき、現在、その実施医療機関で接種した方 1 人につき 1 枚の提出となり、報告者である実施医療機関の自署又は記名押印を求めていることから、枚数が多いほど記名押印も多くなることとなります。 今後は、様式の検討を行い、押印の数を減らす等の負担を減らす方向で見直しを図ってまいります。 (指導予防課)	○措置済 関係部署と協議・確認を行い、補助金交付申請書、実施報告書、補助金請求書の記名の際の押印を廃止しました。 なお、当取扱いは、令和 6 年 8 月 27 日に実施した医療機関対象の予防接種説明会において周知を行いました。 (指導予防課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
45	予防接種事業【意見04】 協力医療機関からの対応可能な場合の連絡方法について 【現状の問題点】 実施報告書のPDFファイルを保護者がダウンロードして事前に記入したものを持参する方法に対応可能である医療機関は、市にFAXで知らせることが必要であったが、電子メールや市ホームページのフォーム等の電子的な方法での連絡を希望する医療機関もあるかもしれない。 【解決の方向性】 医療機関の連絡方法の利便性向上のため、電子的な方法での連絡も可能とすることを検討されたい。	協力医療機関からの連絡については、実施要領でF A Xによる連絡のみを案内しておりますが、電子メール等、他の方法による連絡も既に受け付けているところです。 今後は、実施要領にF A X以外の連絡方法も記載することといたします。 (指導予防課)	○措置済 実施要領を改正し、協力医療機関からの連絡は電子メールも可能としました。 (指導予防課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
46	予防接種事業【意見05】 予防接種料金の上限の撤廃について 【現状の問題点】 要綱では幼児等インフルエンザ予防接種 1 件につき 2,000円以内を補助額、5,200円を料金の上限としているが、上限金額を超過して接種を行う医療機関は、市に申請する手続きが必要となる。 【解決の方向性】 1 件あたりの補助額は2,000円以内と定められているため、市が負担する補助金額に影響はないことから、要綱で定めた予防接種の料金の上限を撤廃することを検討することが望ましい。	幼児等インフルエンザの予防接種料金の上限については、任意接種の接種費用が実施医療機関の判断によるものであることを踏まえ、上限の撤廃について検討を行ってまいります。 (指導予防課)	○措置済 関係部署と協議・確認を行い、盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部改正を行い、5,200円とした上限額を撤廃しました。 なお、当取扱いは、令和 6 年 8 月 27 日に実施した医療機関対象の予防接種説明会において周知を行いました。 (指導予防課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	児童館管理運営事業【意見06】 収支予算と実績の差異要因分析について 【現状の問題点】 児童館の収支予算と実績に大きな差が発生しているケースについて原因分析の検証を行っていなかった。 【解決の方向性】 収支予算書の作成に問題がないかなどといった視点から慎重に検証するとともに、必要に応じて賃金台帳や請求書・領収書などのエビデンスをチェックするなど、指定管理者の収支予算策定及び収支決算の管理を強化することが望ましい。	指定管理者との協定に基づき、事業費の支出内容の確認など、事業収支の適切な把握に努めるほか、施設へのヒアリング等により、事業の実施状況を確認してまいります。また、適切な指定管理料の積算など、指定管理料の取扱いについては、所管の部署と協議、検討してまいります。 (子ども青少年課)	○措置済 年度内に実施を予定しているモニタリング調査による施設訪問に合わせ、ランダムに数施設をピックアップし、請求書・領収書等のチェックを行うこととしました。 (子ども青少年課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
60	地域子育て支援センター事業【意見07】 委託契約の決裁文書について 【現状の問題点】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号はその性質又は目的が競争入札に適しない場合をいうものであるが、市は競争入札を実施しない実質的な理由を決裁文書に残していないため、理由の記載としては不十分と考えられる。 【解決の方向性】 委託契約の決裁文書において、随意契約に至るまでの具体的な理由を記載すべきである。	今後の委託契約にあたっては、随意契約の根拠とする競争入札に適さない理由について、決裁文書に記載し、適切な契約事務を行ってまいります。 (子ども青少年課)	○措置済 R6年度業務委託契約協議の決裁文書から、競争入札に適さない理由の詳細を明記しました。 (子ども青少年課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	養育支援訪問（家事援助）事業【意見08】 業務報告書の記載内容の統一について 【現状の問題点】 支援先の状況を業務報告書に記載することは任意とされているため、支援員によっては記載がないケースも散見される。 【解決の方向性】 業務報告書に支援先の様子を記載する欄を追加するように求め、報告書に含めて報告させることで、市が支援先の詳細な状況を適時に把握できるようにすることが望ましい。	業務報告書記載内容の明確化や見直しについて、令和 6 年 4 月までに委託先と検討し、対応してまいります。 （子ども青少年課）	○措置済 R6年3月13日に委託先団体と協議し、業務報告書の記載内容見直しを求めるとともに、可能な範囲で備考欄に支援先の状況を記載するよう依頼しました。 今後も引き続き、市が支援先の状況把握ができるような記載をするよう依頼してまいります。 （こども家庭センター※） ※R6年度からこども家庭センターへ事業移管

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	養育支援訪問（家事援助）事業【意見09】 支援先への訪問回数の把握について 【現状の問題点】 当該事業による訪問の他、他課が実施する保健師または助産師による訪問も実施しているが、市全体として週に複数回の訪問ができているかを十分に確認できていない。 【解決の方向性】 内部の異なる課同士で十分な連携をとり、支援先への訪問回数を把握するとともに、十分な支援が出来ているかを常に把握できる体制の整備を検討してもよいのではないか。	ともに支援を行っている庁内の他課への業務報告書の供覧等を検討するなどの体制整備により、情報共有や連携を図ってまいります。 （子ども青少年課）	○措置済 母子健康課保健師と協働対応しているケースについては、当事業使用者のみならず同行訪問・情報共有を行うこととし、状況把握できる体制を整備しました。 （こども家庭センター※） ※R6年度からこども家庭センターへ事業移管

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
67	子育て応援プラザ運営事業【意見11】 前金払による支払いについて 【現状の問題点】 委託料の契約金額全額を年度始めに支払っているが、本事業の支払いの内訳は毎月一定額の支払いが発生するもので構成されている。即座に支払いに充てられない部分の委託料の送金は、委託先での現金の着服等のリスクを高めることにつながらないか。 【解決の方向性】 四半期ごとに必要とする資金量に応じて支払うといったことも検討の余地があるだろう。	各月の必要な経費や支出の状況などを受託者に確認し、委託料の支払時期や回数などについて見直しを行い、資金管理に係るリスクの回避と適切な予算執行に努めてまいります。 (子ども青少年課)	○措置済 R6年度より、受託者と協議の上、委託料の前金支出は四半期ごととするよう見直しを行いました。 (子ども青少年課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
68	子育て応援プラザ運営事業【意見12】 収支精算書の支出内容の確認について 【現状の問題点】 収支精算書の支出内容について、請求書、領収書といった原始証憑の確認を行っていない。 【解決の方向性】 収支精算書に計上されている支出内容について、支出金額合計と比較して金額が大きな科目や、前年度と比較して金額が大きく増加している科目について、科目の明細である総勘定元帳の提出を依頼して支出内容を確認することや、必要に応じて、請求書、領収書の確認を行うということも検討してよいだろう。	収支精算書により、指摘のあった支出額の多い科目や前年度と比較して大きく増加している科目について、受託者の請求・領収書等の出納書類の確認を行い、事業費の執行状況を把握し、適切な予算執行に努めてまいります。 (子ども青少年課)	○措置済 R6年度より収支精算時の証憑確認を実施することとしました。 (子ども青少年課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
71	待機児童解消強化事業【意見13】 補助金交付基準日の見直しについて 【現状の問題点】 4月1日と1月1日を基準日とし、所定の定員充足率（定員超過率）を満たす場合に補助金を交付しているが、保育所等の受入児童数は3月に向けて上昇が続けるのが実態であり、それに応じて定員超過率を満たす施設も増加していく。 【解決の方向性】 基準日を年度後半に設定する等、より実態に即した基準日とするよう見直しを図ることを検討されたい。	市内における入所児童数の実態を整理し、基準日の見直しを含め、事業内容の見直しを検討してまいります。 （子育てあんしん課）	○措置済 待機児童数は、4月1日と1月1日の基準日ともに0人となり、連続して数年達成されていることから、令和6年度から4月1日基準日を廃止し、1月1日基準日のみに補助金交付要綱を改正しました。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
72	待機児童解消強化事業【意見14】 事業効果検証時における評価基準について 【現状の問題点】 事業効果の検証基準として待機児童の数を定めているが、平成28年度以降待機児童数 0 人が達成されている状態であり、加えて、求職活動が長期化した場合の空き待ち人数は待機児童に含まれず、「待機児童外」として取り扱われる。 【解決の方向性】 実質的な待機児童解消の指標として「待機児童外の空き待ち人数」についても評価基準を加えることを検討されたい。	「待機児童外の空き待ち人数」については、国の調査要領による待機児童数から外れた人数であり、特定の保育所等を希望するなど、様々な個別の事案により、空き待ちとなっていることから、評価基準に加えることは難しいですが、補助金の見直しを含め、事業内容の全体を見直しすることを検討してまいります。 (子育てあんしん課)	○措置済 「待機児童外の空き待ち児童」の解消に向け、できるだけ多くの児童が入所できるよう、当該補助金によらず、空きがある他の保育所等を紹介するなどの対応を行いました。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
76	私立児童福祉施設等整備助成事業【意見15】 事業効果検証時における評価基準について 【現状の問題点】 事業効果の基準として「(1) 本事業の実施により保育環境の質の向上が図られた児童数」及び「(2) 本事業の実施により増加した定員数」を定めているが、施設整備の主眼は老朽化施設の建て替えや旧耐震基準による施設の耐震化に移りつつある。 【解決の方向性】 老朽化/耐震の進捗を反映するような評価基準を加えることを検討されたい。	事業評価基準に、老朽化及び耐震の進捗を反映する基準を加えることといたします。 (子育てあんしん課)	○措置済 施設整備を予定する事業者の公募に際しては、施設の老朽化に係る審査基準を設け、耐震化対応を計画する事業者を優先的に評価することとしました。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
85	私立児童福祉施設等運営事業 認定こども園等運営費給付事業【意見16】 施設機能強化推進費加算に係る対象経費の検討について 【現状の問題点】 加算対象とする取組において購入した災害時用品に、対象物の内容だけでは一般物品と区別のつかないものが含まれている。 【解決の方向性】 申請書類上では判断がつかない物品等については、想定する用途を施設に聞き取りを行う等、趣旨に沿った審査となるよう取り扱いを検討されたい。また、指導監査時に該当する物品等の使用実態の確認を依頼する等、実際の用途を確認する方策を併せて検討されたい。	対象物品の用途については、施設からの聞き取り等により引き続き確認を行います。また、担当課が行う指導監査時において、実際の用途の確認を行っていることから、引き続き、指導監査時においても、確認を徹底してまいります。 (子育てあんしん課)	○措置済 令和 5 年度の加算申請時の対象物品の用途については、施設からの聞き取り等により確認を行いました。 今後も、確認を徹底してまいります。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
91	保育所管理運営事業【意見17】 嘱託医業務委託契約における診断結果等の取扱いの明示等について 【現状の問題点】 現状の契約書及び仕様書においては、推薦を受けて実際に嘱託医業務を行う医師の氏名が明示されていない。また、受託者である医療機関（法人）が健康診断等を行った結果の報告方法等に関して、特段定められていない。 【解決の方向性】 今後、具体的な医師の氏名を明示すること及び健康診断等の結果の取扱いに係る定めを置くことを検討されたい。	具体的な医師の氏名を明示すること、及び健康診断等の結果の取扱いに係る定めを置くことといたします。 (子育てあんしん課)	○措置済 仕様書において、具体的な医師の氏名を明示し、健康診断等の結果の取扱いに係る定めを置きました。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

様式 1

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
92	保育所管理運営事業【意見18】 嘱託医業務委託契約における損害賠償請求時の取扱いについて 【現状の問題点】 契約書及び仕様書において、損害賠償請求された際等における民事過失責任の負担関係が定められていない。 【解決の方向性】 あらためて民事過失責任の負担関係を整理し、必要な条項を定めることを検討されたい。	改めて民事過失責任の負担関係を整理し、必要な条項を定めることといたします。 (子育てあんしん課)	○措置済 契約書において、損害賠償請求された際等における民事過失責任について、負担関係に係る条項を定めました。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

様式 1

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
103	保育士確保対策事業 （保育士奨学金返還支援給付金）【意見19】 給付金請求書に関する添付書類の保存について 【現状の問題点】 給付金請求書の添付書類について、一部の月の預金通帳の写しが脱落し、簿冊に綴じられていなかった。 【解決の方向性】 今後、書類保管について十分注意を払うよう徹底されたい。	書類の脱落がないよう十分注意を払い、書類を編綴することといたします。 (子育てあんしん課)	○措置済 書類の脱落がないよう十分注意を払い、書類を編綴しました。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
105	保育士確保対策事業 （保育士宿舍借上げ支援事業）【意見20】 補助金交付に関する添付書類について 【現状の問題点】 1名の保育士が補助対象外になったことについて、簿冊に綴られていた添付書類だけでは補助対象外に該当するか否かの判断が困難であり、保育園等とのメール履歴を確認することで、補助対象外であることが確認できた。 【解決の方向性】 添付書類にメール履歴を添付する、必要に応じてメモ書きするといった対応が必要であろう。	添付書類の内容に補足すべき事項が生じた場合は、経緯が分かる履歴やメモ等を別紙で添付し、補足内容を確認できるようにいたします。 （子育てあんしん課）	○措置済 添付書類の内容に補足すべき事項が生じた場合は、経緯が分かる履歴やメモ等を別紙で添付し、補足内容を確認できるようにしました。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
107	保育士確保対策事業 （若手保育士処遇改善支援事業）【意見21】 補助金交付に関する添付書類の保存について 【現状の問題点】 簿冊に、賃金改善の実績を証明する書類が綴じられていなかった。施設から給与統計表を電子データで入手し、確認が行われているものの、プリントアウトがされていない状況であった。 【解決の方向性】 補助金交付先から、賃金改善の実績を証明する書類は適切に入手されているものの、補助金交付に関して紙ベースで決裁が行われている現状においては、賃金改善の実績を証明する書類についても、漏れなく印刷し、簿冊に綴り込む必要がある。	賃金改善の実績を証明する書類についても、漏れなく印刷し、簿冊に綴り込むこととし、その上で、書類の脱落がないよう十分注意を払い、書類を編綴することといたします。 （子育てあんしん課）	○措置済 賃金改善の実績を証明する書類についても、漏れなく印刷し、簿冊に綴り込むこととし、その上で、書類の脱落がないよう十分注意を払い、書類を編綴しました。 （子育てあんしん課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
113	第 2 子以降の保育料の無償化事業【意見22】 申請手続等の電子化に向けた検討の推進について 【現状の問題点】 就労証明書については押印も廃止されており、特に紙面提出でなければならない理由はなくなっている。事業者が作成した就労証明書をPDF又は画像データで添付することにより、電子申請化している地方公共団体も存在する。 【解決の方向性】 申請者の利便性や受付業務及び審査業務の簡素化等のため、盛岡市認可外保育施設保育料給付金の申請にとどまらず、教育・保育給付の認定申請や認可保育所等の利用申込も含め、保育に係る申請手続等の電子化に向けた検討を推進することが望まれる。	申請者の利便性や手続きの簡略化に向けた取り組みを検討してまいります。 (子育てあんしん課)	○措置済 申請者の利便性や手続きの簡略化に向けた検討については、保育施設新規入園申込みの電子化を行っていることから、引き続きニーズに応じて、電子化を進めてまいります。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
117	母子保健事業（妊婦健康診査事業）【意見23】 実態に即した業務委託契約書の記載について 【現状の問題点】 ①実施要領にいう、市医師会及び県医師会が指定する医療機関の名称ないし一覧表が業務委託契約書に含まれていない。 ②市は直接の契約関係にない医療機関からの請求を受けて委託料を支払っている。 【解決の方向性】 実態に即して、業務委託契約書の記載を改めるよう検討されたい。 1 つの方法としては、現行の契約書に「医師会の指定する医療機関」を明記するか、または別表として綴りこむことである。別の方法としては、結果報告及び請求を実施機関から医師会を通して市へ提出し、委託料についても医師会を通して実施機関へ支払う流れとすることである。	業務委託契約書類に医療機関一覧を添付することといたします。 （母子健康課）	○措置済 令和 6 年度の契約から、業務委託契約書類に医療機関一覧を添付し契約しました。 （母子健康課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
121	母子保健事業（母親教室事業）【意見24】 参加率について 【現状の問題点】 パパママ教室を受講した妊婦250人は、令和4年度における初妊婦892人のうち28%にとどまっている。 【解決の方向性】 より多くの妊婦とその夫が受講できるよう、広報周知の強化のほか開催場所の分散も視野に入れて取り組まれない。	市内の子育て支援施設や医療機関でも類似の教室などを開催しており、今後も関係機関と連携しながら妊娠届時のチラシや広報掲載を継続し周知強化を図ることといたします。 (母子健康課)	○措置済 令和6年7月から、就労者も申込みしやすいよう、ホームページ申し込みフォームでの予約受付を開始しました。 関係機関と教室の内容等を情報共有し、妊娠届出時のチラシや広報掲載等で引き続き周知を行ってまいります。 (母子健康課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
124	母子保健事業（離乳食教室事業）【意見25】 事業の目的等と第 2 期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の不整合について 【現状の問題点】 実施要領の目的においては、母親・母性の育成にのみ注目されており、父親その他の保護者の存在が意識されていない。 【解決の方向性】 子ども・子育て支援事業計画において、男女ともに保護者がしっかりと子供と向き合うことが述べられており、職員に対する意識付けとして、当該計画と個別事業で整合性が保たれるよう努めるべきである。	父親の参加については平成29年度より受け入れており、指摘のあったパンフレットについても令和 5 年度より修正済であります。今後の事業企画においてもこども子育て支援事業計画との整合性が図られるよう努めてまいります。 （母子健康課）	○措置済 令和 6 年度の実施要領は、母性に限定せず、保護者への支援を目的とする内容に改正しました。 現在は父親の参加も受け入れており、父親の参加も増えてきています。 （母子健康課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
132	産婦健康診査事業【意見26】 実態に即した業務委託契約書の記載について 【現状の問題点】 ①実施要領にいう、市医師会及び県医師会が指定する医療機関の名称ないし一覧表が業務委託契約書に含まれていない。 ②市は直接の契約関係にない医療機関からの請求を受けて委託料を支払っている。 【解決の方向性】 実態に即して、業務委託契約書の記載を改めるよう検討されたい。 1 つの方法としては、現行の契約書に「医師会の指定する医療機関」を明記するか、または別表として綴りこむことである。別の方法としては、結果報告及び請求を実施機関から医師会を通して市へ提出し、委託料についても医師会を通して実施機関へ支払う流れとすることである。	業務委託契約書類に医療機関一覧を添付することといたします。 (母子健康課)	○措置済 令和 6 年度の契約から、業務委託契約書類に医療機関一覧を添付し契約しました。 (母子健康課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
151	公民館による子育て関連講座【意見29】 講座の周知方法について(中央公民館) 【現状の問題点】 講座の応募者数が定員に満たなかった。周知方法は広報もりおか掲載、市内施設へのチラシ配布、市ホームページ掲載であった。 【解決の方向性】 SNSを利用した周知方法も検討してよいのではないかな。	講座の実施に当たっては、市民への周知を図るため、広報もりおかに加え、関係機関でのチラシ配布や市ホームページ、市公式SNS等も利用しておりますが、子育て関連講座については、SNSを活用していなかったことから、今後は事業の対象となる年齢層等に応じ、積極的にSNS等の利用を図ってまいります。 (生涯学習課)	○措置済 子育て関連講座につきましては、SNSでの発信、周知を実施しました。 (生涯学習課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
152	公民館による子育て関連講座【意見30】 講座の申込方法について(上田公民館) 【現状の問題点】 親子体験講座の申込方法が往復はがきのみであった。 【解決の方向性】 窓口申込、電子メールや市ホームページ等の申込方法を多様化するように検討してもよいのではないか。	講座の申込方法について、往復はがきのほか、パソコン・スマートフォンからの申込み、窓口申込等、申込方法を多様化することといたします。 (生涯学習課)	○措置済 講座の申込方法について、市ホームページからも申し込みができるようにしました。 (生涯学習課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
152	公民館による子育て関連講座【意見31】 講座の申込方法及び周知方法について(河南公民館) 【現状の問題点】 講座の定員50名に対して、応募者数は36名であり、当日の参加人数は34名であった。 【解決の方向性】 電子メールや市ホームページ等の申込方法を多様化して、応募者が増加するように検討することが望ましい。 また講座の周知方法として、SNSを利用した広告も検討すべきである。	電子メールでの講座申込受付及びSNSによる広告は今年度実施を始めております。 市ホームページによる申込受付については、指定管理者が実施している事業であることから、関係課と実施に向けた協議を行いながら進めてまいります。 (生涯学習課)	○措置済 講座の申込方法について、電子メールによる申込を可能としました。また、指定管理の公民館が実施する講座については、市ホームページからの申込ができないことから、指定管理者が開設するホームページから講座の申込ができるよう検討しました。 なお、周知方法については、指定管理者のSNSによる周知を実施しました。 (生涯学習課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 5 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
153	公民館による子育て関連講座【意見32】 講座内容のニーズについて(浜民公民館) 【現状の問題点】 講座の定員10名に対して、応募者数4名であった。住民のニーズを十分に汲んでいなかった、また参加費が要因であった可能性がある。 【解決の方向性】 子育て世帯の公民館利用者からのニーズについて、アンケートやヒアリング等を行って子育て講座の内容を検討することが望ましい。	講座の実施に当たっては、子育て世帯の公民館利用者からのニーズについて、アンケートやヒアリング等を行って把握し、子育て講座の内容や参加費等を検討しながら受講者の増加につながる魅力ある講座を実施してまいります。 (生涯学習課)	○措置済 子育て講座については、アンケートや近隣保育施設へのヒアリングの結果を踏まえて、内容や実施曜日、参加費等を検討し、男性の育児参加の促進を目的に、親子で楽しめる内容で実施しました。 (生涯学習課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。